

1 岐阜県の入札・契約制度の取り組みについて

委 員

「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領」の第3「選定の方針」に(1)「不誠実な行為の有無」があるが、最近は耐震偽装の問題等で、価格よりも品質の方に世間の目が向けられており、例えば不誠実な行為があった業者は、入札参加資格停止となり、この停止期間が終了すれば、従前どおりに参加できることとなるが、この場合、この入札参加資格停止を受けたことについては、後でペナルティーとなるのか？

事務局

県では、建設業者の格付となる客観点数の他に、県独自で主観点数を定めているが、その中に入札参加資格停止が減点項目として 翌年度の主観点数に反映することとしている。そういう意味では、ペナルティーとなるが、入札参加資格停止期間については、その期間に限定される。

委 員

主観点数は客観点数よりも配分が少ないようだが、今後県としては、主観点数を重要視していくのか？

事務局

現在の岐阜県における客観点数と主観点数の割合は、19：1になっており、他県と比較しても主観点数の配分が少ない方であることから、もう少し主観点数の配分を上げるような検討をしている。

2 「独占禁止法」の改正について

(特に、意見・質問なし)

3 「公共事業の品質確保の促進に関する法律」の施行について

事務局

特に国では、価格以外の要素を評価する総合評価落札方式の導入を進めているが、各委員のご意見を聞きたい。

委 員

最近の耐震偽装問題等でもそうだが、今は価格よりも安全(品質)が重視されており、建設業者の技術力等を重要視する必要がある。

そういう背景からも、県の役割としては、安全性を前面に出していくことが必要である。

また、県としてのガイドライン等を示し、業者を指導していく必要がある。

委 員

最近、公共事業の落札率はだんだん下がってきており、価格設定を見直す時期にきていると考え、そういった背景からも、ある一定の適正な価格水準までは、当面の間、価格を重視していくべきである。

また、国が地方への総合評価落札方式の導入を薦めているが、県に合ったスタイルを確立し進めていくべきである。

委 員

最近は、確かに品質や安全について重視されつつあるが、ある程度の安全性は必要であるが、県としては、まず価格を第一に考えるべきである。

安全性を最重視した結果、価格の高い方を落札者にしたとなると、県民からも異論が出るのでは

ないか。

委 員

必ずしも技術力だけに偏ってしまうと、県内の建設業者への配慮が必要になってくることから、県内の建設業者、価格そして品質の3つのバランスをうまく取って考える必要がある。

4 同額応札に関する調査について

委 員

同額応札を防ぐため、今後業者へどのような指導をしていくのか？

事務局

業者の積算見積で、最後に一括値引きが行われていることが問題であると考える。

積算見積は各者で独自のやり方があるかと思うが、各者には積算見積の各費目の部分でしっかりと算出するよう、また一括値引きがなくなれば同額応札も少なくなると思われる所以、今後指導していきたい。

委 員

積算見積が予定価格を超えた場合は辞退してもよいことについて説明をお願いしたい。

事務局

当然、業者が採算に合わないと判断したならば、入札を辞退してもらって構わないということである。

業者の中には、辞退することがその後の指名選定に影響するとの認識を持っていることから、辞退せずに無理をして応札に参加している状況もある。

5 談合情報の取扱いに関する調査について

委 員

今年9月にこの調査を実施しているが、この時期に行った意図は何か？

事務局

前回の調査が古くなってきたこと、また政策総点検の一環としても改めて調査する必要もあると判断した。

委 員

平成15年2月の前回調査時よりも各県が取扱い基準を厳しくしている感がある。

岐阜県の対応は全国的にも厳しい方がと思われる所以、当面は現況のままで様子を見てはと考える。

6 談合情報の分析について

(特に、意見・質問なし)